

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 60 年 6 月まで
② 昭和 60 年 8 月及び同年 9 月

昭和 62 年ごろ、夫の付き添いのもとで A 市役所に行き、同市役所の担当者に相談したところ、これから国民年金に加入しても加入年数が不足するが、さかのぼって納付すれば受給できると言われたため、その場で加入の手続をした。その際、「郵便で昭和 57 年 1 月分からさかのぼって納付書を送るので、無理をせずに都合に合わせて納付してください。」と言われたため、送られてきた納付書で、その月分だけを納付したり、数か月分を納付したりする形で、57 年 1 月分からさかのぼってすべて納付したので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び平成 9 年度の 1 年間分を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険被保険者から国民年金被保険者への切替えも適切に行っており、国民年金の加入及び保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、その夫に相談して国民年金に加入したとすると、申立人の夫も国民年金加入期間について保険料はすべて納付済みであるとともに、厚生年金保険被保険者から国民年金被保険者への切替えも適切に行っており、国民年金の加入及び納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月ごろに払い出されたものと推測されることから、当該時点で過年度保険料として納付することが可能である。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 60 年 7 月分の国民年金保険料は、時効によって納付できない 62 年 11 月に納付記録が追加されており、行政側の納付記録管理が適切でない状況がうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、時効により納付できない期間であることから納付書が発行されたとは考え難い上、この払出時期は申立人が記憶する加入手続時期（昭和 62 年ごろ）と一致することなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を23年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22年5月は390円、同年6月から23年4月までは400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月2日から23年5月2日まで

私は、A事業所B支部の技手として、C村に昭和21年6月14日から23年5月1日まで駐在していたが、社会保険事務所が保管している厚生年金被保険者記録は昭和21年6月14日から22年5月2日までとなっていて、1年の違いがあるので訂正いただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所B支部から派遣され、駐在員として勤務していたC村の同僚の証言から、社会保険庁の記録による厚生年金保険の資格喪失日後の申立期間においても引き続きA事業所B支部のC村駐在員として勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A事業所から地方公共団体職員に転職し、D員になるよう話があったが、家庭の都合により農業を継がねばならず、やむを得ず昭和23年5月1日に同事業所を退職したとしており、申立人の記憶は具体的かつ詳細である。

さらに、A事業所B支部の職員のうち、申立期間当時、申立人同様に各地の駐在員として勤務していた複数の同僚について調査を行った結果、当該同僚全員がA事業所に勤務している間、厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認できる上、複数の者が当時、「すべての職員が厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていた。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿から、22年5月は390円とし、同年6月から23年4月までは400円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、事業主から確認することはできないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和50年3月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月20日から同年4月1日まで
有限会社Aに勤務していた期間について、昭和50年3月20日から勤務し、厚生年金保険料は同年4月から同年7月までの4か月控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得年月日は同年4月1日、資格喪失年月日は同年7月29日で、厚生年金被保険者期間は3か月となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書から、申立人は有限会社Aにおいて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録及び同年4月分の給与支払明細書の写しの厚生年金保険料控除額から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も亡くなっていることから供述を得ることができず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者取得の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和48年8月1日にA病院からB病院に転勤したが、厚生年金保険の加入記録ではA病院の資格喪失日が同年7月31日となっている。

永年勤続10年及び20年の記念品も所持しており、継続勤務していたことは間違いないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA病院の人事記録には昭和48年8月1日付けで「B病院勤務を命ず」と記載されており、A病院の事務担当者からも「A病院の勤務は同年7月31日まで、B病院の勤務は同年8月1日からであると判断できる。」との回答を得た。

また、申立人の雇用保険の記録は昭和46年4月5日から平成14年3月31日まで加入となっていることから継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、申立期間に申立人以外の人事異動は無かったが、昭和49年9月にA病院からB病院に異動した元同僚の厚生年金保険の被保険者期間に未加入の期間は無い。

加えて、申立人がB病院に異動するまでは、A病院に勤務していたこと

を複数の同僚が証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 6 月の社会保険事務所の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は適正な届出及び申立期間に係る保険料を納付したか不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B（以下「B事業所」という。）における資格取得日に係る記録を29年1月1日に訂正し、同年同月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から29年2月12日まで

私は、B事業所で、昭和28年8月1日に面接を受けて採用され、運転免許が有ったので、当初は配送業務に就いた。

私が昭和28年8月ごろからB事業所に勤務していたことは、提出した同年同月分の給与明細表などで確認できるはずだ。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和29年2月12日となっており、勤務の実態に合っておらず納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立人の所持する給与明細表から確認できる。

しかし、事業主は「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和29年1月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、申立人が保管する給与明細表によると、昭和28年8月及び同年

10月から同年12月までの給与から雇用保険料のみが控除され、雇用保険の一般被保険者資格を取得した29年1月の給与から健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、現在のA株式会社の人事担当者は「申立人が保管する給与明細表からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月から、当該月の厚生年金保険料を当該月の従業員の給与から控除していたようだ。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和29年1月1日から同年2月12日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得日を昭和29年1月1日とすべきところ29年2月12日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年1月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 20 日から 37 年 3 月 5 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入履歴を確認したところ、昭和 36 年 5 月 20 日で厚生年金保険が資格喪失になっていた。

昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月ごろまで継続して A 株式会社に勤務しており、当時、社長宅に同僚二人と下宿し、そこから B 社の工場まで通勤していた。当時 B 社の工場ではアルミタンクの溶接作業に従事していた。

証拠となる当時の資料は無いが、昭和 37 年 3 月 5 日まで A 株式会社で勤務して、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚 32 人中、死亡又は連絡先が不明である者を除く 19 人に対して照会をしたところ、回答があった 17 人の内、11 人は申立人を知らず、残る 6 人も、申立人が勤務していたことは記憶にあるものの、その時期は不明としており、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

また、A 株式会社は、昭和 39 年 8 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 36 年 5 月 20 日の資格喪失に際して、健康保険証を返した旨の記載がある上、申立期間において、健康保険被保険者整理記号番号は、連番で欠番は見当たらないなど、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月 9 日から同年 12 月 15 日まで
② 平成元年 10 月から同年 12 月 31 日まで

申立期間①について、株式会社Aに勤務し、B事業部に所属していた。また、申立期間②について、C株式会社において、ガソリンスタンドの店員として勤務していた。

いずれの間も、厚生年金保険料を源泉控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、株式会社Aに勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同社が保管している人事記録から確認できる。

しかし、株式会社Aは、社員の厚生年金保険の資格に係る得喪状況等がわかる「被保険者台帳」を保管しており、同社は、当該被保険者台帳に申立人の氏名は無く、厚生年金保険の資格は確認できないと回答している。

また、株式会社Aは、申立人と同日に入社した同僚1人について、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 63 年 2 月 9 日であり、3か月の試用期間があることから、申立人についても、試用期間内であった可能性があるとの回答があり、同社から提出のあった3枚の被保険者台帳について確認したところ、62 年 11 月に雇用保険に加入している社員8人のうち、厚生年金保険の被保険者資格の取得が3か月後の 63 年 2 月となっている社員が7人、同日資格取得となっている社員が1人となっていることから、申立人の申立期間は、試用期間内であったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録を基に同僚調査を行った結果、申立期間において、申立人と同様にD支社に勤務していた4人と連絡が取れ

たものの、いずれも申立人とは別の事業所に所属している上、申立人のことはいずれも承知しておらず、厚生年金保険料の控除に関わる説明を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人が勤務していたとするC株式会社に係る雇用保険の加入記録が無い。

また、社会保険庁のオンライン記録により同僚調査を行った結果、申立期間当時、C株式会社に在籍していた同僚2名と連絡が取れたものの、いずれも申立人と別の場所にあるガソリンスタンドで勤務しており、申立人との面識が無く、申立人の在籍を確認できなかった。

さらに、連絡の取れた同僚から、「私が入社したのは2月ごろなのに厚生年金の加入は5月1日になっており、当時、研修期間のようなものがあった。」との供述があった。

加えて、C株式会社は既に廃業しており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 7 日から 36 年 11 月 30 日まで
昭和 32 年 1 月 27 日から A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 事業所 D 課に勤務、34 年 11 月からは E 課勤務となり、36 年 11 月まで勤務していたが、34 年 7 月 7 日以降の厚生年金保険の記録が抜けていたのでこのたび申立てをした。直属の上司は F 氏で、同僚に G 氏、H 氏、I 氏や J 氏がいた。D、E 課とも、勤務時間は三交替制勤務だった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 7 月 7 日から 36 年 11 月 30 日までの間、A 株式会社 C 事業所に勤務していたと申し立てているが、事業主（現在は、B 株式会社 C 事業所）は、「申立人に係る人事記録によると、申立人は、A 株式会社 C 事業所に 34 年 7 月 6 日まで在職しており、申立期間については、退職後につき勤務していなかった。」と回答している。

また、当該人事記録によると、申立人は、昭和 34 年 7 月 6 日付けで依頼退職した旨の記録があり、備考欄には「一身上の都合」と記載されていることが確認できる上、E 課に勤務した期間についても、申立人は 34 年 11 月から 36 年 11 月までとしているが、当該人事記録の職歴記録では、申立人は 32 年 10 月 1 日から 34 年 7 月までの間について E 課に勤務していたと記録されており、申立人の供述とは一致しないことが確認できる。

さらに、申立人が氏名をあげた上司及び同僚 6 名のうち、連絡先等の確認ができた 4 名は、いずれも死亡あるいは施設入所のため、申立期間当時の状況について証言を得ることはできない上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同日に厚生年金保険の資格取得をした複数の同僚に照会を行ったが、申立人が申立期間において A 株式会社 C 事業所に在籍してい

たとの証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管するA株式会社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険番号の記号番号は連番で欠番は無いなど、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する報酬月額に基づき船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 21 日から同年 6 月 26 日まで
平成 3 年 1 月 21 日から同年 6 月 26 日まで勤務した株式会社 A の標準報酬月額が 24 万円とされているが、私の預金口座に振り込まれている給与の額は同年 2 月以降いずれの月も 33 万円を超えているので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にその主張する報酬月額を基に船員保険料を事業主により給与から控除されていたと確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人は「申立期間に係る船員保険料は、報酬月額よりも大幅に低くされた標準報酬月額を基に控除されていた。」と述べている上、申立人が「標準報酬月額が報酬月額よりも大幅に低くされている。将来の年金額が少なくなる。」と相談をしたとする元上司の機関長は、「申立人から、申立てしているような相談を受けたことがある。その時、申立人に対して『私も以前から標準報酬月額が報酬月額よりも大幅に低くされている。この会社は、標準報酬月額を低くして船員保険料を少なくし、給与の手取り額を多くしている。』と、話した記憶がある。」と述べており、申立期間に係る申立人の船員保険料は申立人の報酬月額を基に控除されていなかったものと推測できる。

さらに、元上司の船長及び株式会社 A に勤務していた同僚等からも申立期間当時、「報酬月額を基に船員保険料は控除されていなかった。」との証言を得た。

加えて、株式会社 A 及び株式会社 A の関連会社で同社の従業員の給与の

支払事務を行っていた株式会社Bは平成3年当時の社会保険関係の書類及び給与関係の書類等を既に廃棄しており、申立内容について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する報酬月額を基に船員保険料が事業主により給与から控除されていたとは認められず、申立人の船員保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 53 年 3 月 31 まで

私は、昭和 48 年 6 月に有限会社Aを設立し代表取締役就任して以来、厚生年金保険に加入し保険料を納付してきた。

厚生年金保険制度に加入することは、社員のみならず、自分自身にとっても大きな老後の支えになると思っていたが、ねんきん特別便で確認すると、有限会社Aを株式会社Bへ組織変更するまでの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の記録が無かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が昭和 48 年 6 月に創業したと申し立てている事業所は、同年同月に個人経営の事業所として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、53 年 4 月 1 日に有限会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間のほとんどは、厚生年金保険の被保険者となることができない個人経営の事業主であったことが確認できることから、申立内容は不合理である。

また、商業登記簿謄本から有限会社Aは新設法人ではなく、昭和 48 年 6 月に会社成立した別の有限会社を、52 年 3 月に営業全部譲渡によって有限会社Aに商号変更していることが確認でき、申立人は、同社の会社成立を 48 年 6 月ごろと誤って記憶していたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人は申立期間について 3 年 3 か月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、「個人経営の事業所を創業した時から、妻が継続して経理事務及び社会保険事務を担当していた。」と述べているが、妻とは

既に離婚しているため申立内容について確認することができない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。